

**介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「介護予防支援等」）
に関する重要事項説明書**

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会
代表者名	理事長 河内 昌彦
所在地・連絡先	東広島市八本松町原5946番地7 障害者支援施設ときわ台ホーム内
電話番号	082-420-9200
FAX番号	082-420-9202

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	東広島市八本松地域包括支援センター
事業所の所在地	東広島市八本松町原5693番地3 地域密着型特別養護老人ホームときわ内
電話番号	082-420-9717（24時間連絡可）
FAX番号	082-420-9718
事業所番号	3402500080
管理者の氏名	中原 智里
サービスを提供できる地域	東広島市八本松町

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	兼務の別	計	業務内容
管理者	1名		あり	1名	事業所の従業者及び業務の一元的管理 介護予防支援及び第一号介護予防支援の提供
看護師	1名		なし	1名	
社会福祉士	2名		なし	2名	
主任介護支援専門員	1名		あり	1名	
介護支援専門員		1名	なし	1名	

(3) サービスの提供時間帯

提供時間	午前8時30分～午後5時15分
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日および祝日並びに12月29日～1月3日

3 介護予防支援及び第一号介護予防支援の内容等

(1) 運営の方針

- 一 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 二 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業等（以下「指定

介護予防サービス等」という。)が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業を行うもの(以下「指定介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏ることのないよう、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を行ったり、求めに応じて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由等の説明を行います。

三 事業の実施に当たっては、医療機関、指定居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域による様々な取組等との連携に努めます。

(2) 介護予防支援等の内容

介護予防支援等の内容は、次のとおりです。ただし、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託して実施できるものとします。

一 課題分析(アセスメント)

二 介護予防サービス計画及びケアプランの作成

三 サービス担当者会議の開催など医療機関、指定介護予防サービス事業者等その他の者との連携調整

四 実施状況の把握と評価

五 介護予防に資するその他の便宜の提供

4 利用料金

第一号介護予防支援について、料金はかかりません。また、介護予防支援についても、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支払われますので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、やむを得ない事情等により、地域包括支援センター(指定介護予防サービス事業者)に支払われない場合、次の利用料を支払っていただきます。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

後日、このサービス提供証明書と領収証を東広島市に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

介護予防支援に係る利用料

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)に定める額(1月につき、4,517円)

第一号介護予防支援に係る利用料

東広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年東広島市告示第146号)に定める額(1月につき、4,517円)

※東広島市は、地域区分が7等地であり、1単位が10,21円となっております。

4-2 交通費について

八本松地域以外の居宅を訪問して行う介護予防支援等を提供した際に要する交通費は、八本松地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を交通費として負担していただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者との契約成立により、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が、要介護認定及び要支援認定非該当かつ事業対象者確認非該当の場合もしくは要介護と認定された場合
- ・利用者が介護保険施設へ入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の職員に本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他契約に違反した場合には、利用者は直ちに契約を解除することができます。

6 苦情等相談窓口

(1) 当事業所の利用者相談・苦情

東広島市八本松地域包括支援センター

担当者 管理者 中原 智里

電話番号 082-420-9717

FAX番号 082-420-9718

受付時間 月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、12/29～1/3 休み)

(2) 東広島市八本松地域包括支援センター全体に係る相談・苦情

社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会

担当者 理事 呼川 秀邦

電話番号 082-420-9717

FAX番号 082-420-9718

受付時間 月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、12/29～1/3 休み)

(3) 当事業所以外に、次の機関にも苦情を申し出ることができます。

東広島市役所 健康福祉部 地域包括ケア 推進課	所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0984 FAX番号 082-426-3117 受付時間 月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、12/29～1/3 休み)
東広島市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937 FAX番号 082-422-6851 受付時間 月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、12/29～1/3 休み)

広島県国民健康保険 団体連合会	所在地	広島県広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	受付時間	月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、12/29～1/3 休み)

7 事故発生時の対応

サービスの提供にあたり、利用者の病状に急変又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族・主治医・緊急機関等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当該事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は家族等の個人情報を用います。

9 虐待防止に関する事項について

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、従業者に対する研修、利用者及びその家族からの苦情処理の体制整備、その他虐待防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事業の提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業所 東広島市八本松地域包括支援センター

説明者氏名 氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 東広島市八本松

氏名 _____ 印